

お知らせ

令和6年6月1日

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化、情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、無料で発行することとしております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は精算の際、自動精算機にてご選択ください。

「一般名処方」の発行について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

一般名処方とはお薬の「商品名」を指定するのではなく、薬剤の「有効成分」の名称を処方箋に記載することです。そうすることで供給不測のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬を選択できます。そのため、保険薬局にて、患者様ご自身の希望を確認される場合がございます。この一般名処方のメリットは、安定供給だけではなく、患者様が後発医薬品（ジェネリック）を選択でき、経済的負担の軽減にもつながります。